

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第82号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年4月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H30年3月3日（竹ヶ島海域公園自然再生協議会（専門委員会及び協議会で業者から報告された資料 環境首都課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年4月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書として「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」のうち、平成30年3月3日に開催された「第20回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会」に係る部分と特定し、条例第8条第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年4月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月29日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認したため

2 審査請求の理由

県は出すべき名前の所隠したため

竹ヶ島協議会の公開請求で求めた資料証拠を提示し、県の改ざん行為を改めることを求めます。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、貴重な観光資源でもある竹ヶ島海域公園内に生育するエダミドリイシサンゴをはじめ、生育環境の変化等により損なわれつつある対象地域の自然再生を推進するために、当時は、地元自治体の1つである海陽町が協議会事務局となり、①公募による個人及び団体若しくは法人で、対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者、②地域の自然環境に関し専門的知識や経験を有する者、③関係行政機関（国土交通省四国地方整備局、環境省中国四国地方環境事務所、徳島県、高知県、海陽町、東洋町）で構成する団体であり、徳島県からは県民環境部環境首都課長ほか委員となっていた。
- (2) この竹ヶ島海域公園自然再生協議会が開催する会議として、平成29年度は、平成30年3月3日に竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会が、その翌日に竹ヶ島海域公園自然再生協議会が開催された。
- (3) この竹ヶ島海域公園自然再生協議会の活動に対する支援として、実施機関（当時は、環境首都課扱い。）は、会議資料の作成等を含めて関連事業の業務委託を行っていた。
- (4) 審査請求人は、対象となる公文書として「H30年3月3日（竹ヶ島海域公園自然再生協議会（専門委員会及び協議会で業者から報告された資料 環境首都課）の公開を求めており、実施機関は、本件請求に係る公文書を環境首都課において保有する「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」のうち、平成30年3月3日に開催された第20回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会に係る部分と特定し、条例第12条第1項の規定に基づき、条例第8条第2号に該当する「法人その他の団体に関する情報のうち、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として竹ヶ島海域公園自然再生協議会の代表者の印影を非公開とするほかは、その全てを公開することとした。
- (5) 審査請求人は、審査請求書に、審査請求の理由として「出すべき名前の所隠した為」と記しているが、この「出すべき名前の所」とは、「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」の「第20回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会」に係る部分のうち平成29年8月31日付け一般財団法人日亜ふるさと振興財団に対する助成金交付申請書の竹ヶ島海域公園自然再生協議会の代表者の印影を非公開としたため、それと重なるために黒塗りとなった「会長の氏名の一部」であると判断するが、助成金交付申請書の次のページには当該申請に係る平成30年度事業助成金交付決定通知書の写しがあり、容易に会長名を確認することができることから、助成金交付申請書の名の部分が見えなくなっているからといって、条例の趣旨に反して審査請求人の知る権利を不当に侵害するものではない。

以上により、条例第12条第1項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

なお、本件処分については、翌日、その一部を変更し、平成30年4月19日付

け環首第51号により審査請求人に対し通知したところであるが、当該処分に対しては、審査請求人から別件審査請求がなされたところである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年6月29日	諮問
令和6年8月30日 第3部会（第11回）	審議
同年 9月26日 第3部会（第12回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、平成30年4月4日付で審査請求人が行った、平成30年に竹ヶ島海域公園自然再生協議会及び専門委員会で業者から報告された資料の公開を求めるものである。

本件請求に対して、実施機関は、「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」のうち、平成30年3月3日に開催された第20回竹ヶ島海域自然再生協議会専門委員会に係る部分と特定し、本件処分を行っている。この公文書の特定については、審査請求人は争っていない。

2 本件処分における非公開部分の非公開情報該当性について

本件請求に係る公文書のうち、条例第8条第2号に該当するとした代表者の印影については、公開することにより印章が偽造されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これを非公開とした実施機関の説明は合理的であると認められる。しかし、印影を非公開としたことにより、代表者の印影と重なる「会長の氏名の一部」が黒塗りとなったことについて、審査請求人は、「出すべき名前の所、隠したため」と主張している。

審査請求人の主張に対して、実施機関は助成金交付申請書の次のページに当該申請に係る平成30年度事業助成金交付決定通知書の写しがあり、容易に会長名を確認することができることから、助成金交付申請書の氏名の一部が見えなくなっているからといって、条例の趣旨に反して審査請求人の知る権利を不当に侵害するものではないと説明している。

条例第9条第1項は、「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されてい

る場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」と規定しており、公文書の中の公開部分と非公開部分との区分が困難な場合だけでなく、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も同項中「容易に区分して除くことができる」ときは該当しないとされている。そして、条例第9条に規定する部分公開ができない場合は、条例第12条第2項の規定により公文書が全て非公開となることから、条例は公文書の中の公開部分と非公開部分の分離が困難な場合は、非公開情報が公開されないことを優先し、それに伴い公開部分が非公開となることを当然に予定していると言える。

そこで本件処分に係る公文書を見ると、代表者の印影と会長の氏名の一部は重なっており、その部分の分離が技術的に困難であると考えられる。また、会長の氏名については、本件処分により公開されている「平成30年度事業助成金交付決定通知書」の写しに記載されていることから、助成金交付申請書の氏名の一部が見えなくなっているからといって、条例の趣旨に反して審査請求人の知る権利を不当に侵害するものではないとする実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	